

ELIC ビジネス & 公務員専門学校 試験及び成績評価に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本校の試験及び成績評価に関して必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験及び追試験の2種類とする。

2 試験は、筆記、実技、レポート等とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、次の各号により実施するものとする。

- (1) 原則として、各学期の最終授業終了後に実施する。
- (2) 試験時間は、1科目50分を基準とする。
- (3) 試験科目は、1日4科目以内とする。
- (4) 試験問題は、当該学期中に学習した範囲から出題する。
- (5) 実技を伴う科目、職業指導、その他校長が必要と認めるものについては、別に定める。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、定期試験の受験を認めないものとする。

- (1) 各学期の授業料等学納金及び卒業経費を納入していない者
- (2) 出席すべき授業回数の5分の1を超えて欠課した者
- (3) 学生証明書を所持していない者
- (4) 試験開始後20分以上遅刻した者

(追試験)

第4条 前条に規定する定期試験を欠席した者、公欠及び忌引により受験することができなかった者、並びに当該科目の成績評価が不可(D)の者に対して行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、追試験の受験を認めないものとする。

- (1) 各学期の授業料等学納金及び卒業経費を納入していない者
- (2) 出席すべき授業回数の3分の1を超えて欠課した者
- (3) 学生証明書を所持していない者
- (4) 試験開始後20分以上遅刻した者
- (5) 所定の手続きを行っていない者

(受験上の注意)

第5条 受験上の注意事項を、次の各号により定め、学生に周知する。

- (1) 学生証明書を机上に提示する。
- (2) 指示がない限り、答案用紙は黒のペン又はボールペンで記入する。
- (3) 試験開始後30分経過後は、退出可能とする。

(不正行為者に対する処置)

第6条 試験において不正行為を行った者は、停学以上の処分に付し、当該学期に履修している全科目について単位を与えない。

(定期試験の成績評価)

第7条 履修科目の成績は、「学習過程評価」と「学習成果評価」により、各科目担当者が評定する。

- 2 「学習過程評価」は、授業内容の予復習のための課題等により評価する。
- 3 「学習成果評価」は、定期試験により評価する。
- 4 「学習過程評価」と「学習成果評価」の割合は、カリキュラム及び学修到達目標にあわせて科目単位で設定し、シラバスに掲載して学生へ周知する。

(成績区分)

第8条 成績の区分は「学習過程評価」と「学習成果評価」の合計得点を100点満点に換算した得点（以下、「総合得点」という。）で評価し、表記方法及び記号は次のとおりとする。

記号	評価	総合得点
S	秀	90点～100点
A	優	80点～90点未満
B	良	70点～80点未満
C	可	60点～70点未満
D	不可	60点未満

- 2 点数の1点未満は、すべて切り上げとする。

(追試験の成績評価)

第9条 追試験が60点以上の場合の評価は可（C）とし、60点未満の場合の評価は不可（D）とする。

- 2 公欠及び忌引により受験することができなかった者の追試験の評価点は、60点を超えた得点の8割を60点に加算し、1点未満を切り上げた点数とする。

(客観的な指標)

第10条 各学期における総合得点により、取得した点数の平均を算出する。

- 2 客観的な指標をもとに学科ごとの成績分布表を作成し、学生の指導等に活用

する。

(単位数の計算)

第11条 単位数の計算方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 講義及び演習科目は、90分×15回の授業をもって2単位とする。
- (2) 実習科目は、90分×30回の授業をもって2単位とする。
- (3) 学則第8条により、大学併修スクーリング及び他の大学等で履修した単位を、本校の単位として認定することができる。ただし、単位認定する科目の成績評価は、第8条に規定する「可(C)」以上の成績区分によるものとし、「認定」で取得した単位は認めない。また、卒業に必要な単位数の4分の1を超えることはできない。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会の議によるものとする。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。